

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 7 年 5 月 2 7 日
担 当 課	和名ケ谷クリーンセンター

契約業者名・住所	カナデビア株式会社 東京本社 東京都品川区南大井六丁目 2 6 番 3 号
工事等の名称	和名ケ谷クリーンセンター定期整備工事
工事等の場所	松戸市和名ケ谷 1 3 4 9 番地の 2
種 別	清掃施設工事
工事等期間	令和 7 年 5 月 2 8 日から令和 8 年 3 月 31 日
契約金額	149,930,000 円
工事等の概要	燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、給排水設備、余熱利用設備、灰出設備の各設備機器の点検整備を実施する。
随意契約の理由	本定期整備工事は、別添仕様書のとおり各設備から構成される焼却施設の包括的な整備であり、機器個々の安定稼働はもとより、焼却施設の総合性能を確保することを目的とし、実施するものです。 本センターは、平成 7 年に稼働して以来、地元住民からの信頼に応え、安全・安定操業を継続してきたことから、現在まで地元住民との良好な信頼関係を築いています。本工事の結果、焼却施設の機能が発揮されず、排ガス・排水の公害基準値の超過を引き起こした場合には、これまで築き上げてきた地元住民との信頼関係が崩壊するだけでなく、本市のごみ処理へ甚大な影響を避ける事は出来ません。 これらの事を踏まえ本工事の業者選定を行うにあたり、以下の事項を考慮する必要があります。 一点目は、本センターで採用しているストーカ式焼却炉を建設した実績のあるプラントメーカーは数社存在しますが、各々の施設において、機器の設計に各社独自のノウハウが幅広く活かされ建設されています。また、焼却施設は、受入供給設備、焼却設備、排ガス処理設備、通風設備、灰出設備、電気・計装設備等の

一連の設備から構成されますが、これら各設備が総合的に機能することで、施設の性能を発揮し、安全で安定的なごみ処理が可能となります。

本工事の施工に際しては、施設の構造を詳細に把握していることはもとより、設備や機器の詳細設計図面の保有が不可欠となります。この詳細図面は、施設を建設したカナデビア株式会社の知的財産に位置づけられ、カナデビア株式会社のみが保有しています。

二点目は、現在、本市から発生する可燃ごみは当施設において最大処理を行っても全量进行处理することができないため、余剰となる可燃ごみは他市に委ねている状況であります。このため、当該整備工事にあたっては、設備トラブルによる焼却停止リスクを最小化すべく、より一層、適正で確実な整備が必要であると同時に、最短工期で実施することが求められており、工事の長期化は許容されない状況であります。

このことから、本工事の施工業者について検討を重ねた結果、本市のごみ処理に影響がないよう実施するためには、和名ヶ谷クリーンセンター建設工事の設計・施工業者であるカナデビア株式会社以外の者での施工は不可能でありますので、随意契約として、カナデビア株式会社を本工事の施工業者として選定するものです。